

新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生への 緊急対応措置 –『学びの継続』のための支援–

◆『学生支援緊急給付金』

| 対象 | 支援内容 | 申請期限 |
|---|---|--|
| <p>●家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている事。</p> <p>① 家庭から多額の仕送りを受けていないこと。 ② 原則として自宅外で生活していること。 (自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象となる。) ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと。 ④ 家庭(生計維持者)の収入減少等により、家庭から追加的支援が期待できないこと。</p> <p>●留学生について</p> <p>① 学業成績の基準及び出席率8割以上。 ② 仕送り平均月額9万円以下。(授業料等は含まない。) ③ 在日している扶養者の年収が500万円未満である事。</p> | <p>給付額 10万円(うち非課税世帯*の場合 20万円) (※非課税世帯:日本学生支援機構の給付奨学金の第一区分受給対象者)</p> <p>各大学申請上限額あり</p> <p>※各大学への配分については、2回目実施の可能性はある。</p> | <p>令和2年 6月12日</p> <p>申請用紙は 本学HPより 抽出できます</p> |

・配分額以上の申請があった場合は、本事業の趣旨を十分踏まえ、より困難な状態にある学生に対して優先的に支援するという観点から、総合的な判断を求められている。

◆緊急特別無利子貸与型奨学金

| 対象 | 支援内容 | 申請期限 |
|--|------------------------|------|
| アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等が緊急的に新たに有利子奨学金の貸与を希望する場合 | 有利子奨学金の利子を国が補填(実質無利子化) | 随時 |

◆給付奨学金 –家計急変–

| 対象 | 支援内容 | 申請期限 |
|--|---------------------------------------|------|
| 家計急変世帯への対応として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯の学生 | 家計急変後の所得により判定(I~III区分)し、申請日の属する月から支援。 | 随時 |

・3ヵ月毎(急変事由発生から15ヵ月経過後は1年毎)に急変事由を生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し。

【問合せ先】名古屋産業大学・名古屋経営短期大学 学生課